

四日市地域における排出基準

水質・土壌編

四日市市環境部環境保全課

目 次

水 質 編

1. 水質汚濁防止法による規制

1-1 全国一律規制

- (1) 規制の適用を受ける施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 排水基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

1-2 上乘せ排出基準等

- (1) 三重県条例による上乘せ排水基準・・・・・・・・・・・・ 32
- (2) 排出水の汚染状態の自主測定について・・・・・・・・ 35

1-3 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制

- (1) 総量規制基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- (2) 汚濁負荷量の測定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- (3) 汚濁負荷量の測定回数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78

2. 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

- (1) 規制の適用を受ける施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
- (2) 排水基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

3. 事故時の措置

- 事故時の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

4. 小規模事業場・未規制事業場

- 小規模事業場等排水処理対策指導要領（抜粋）・・・・ 82

5. 土壌汚染対策

- (1) 土壌汚染対策法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
- (2) 三重県生活環境の保全に関する条例・・・・・・・・・・・・ 83

参 考

- 1. 旧総量規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
- 2. 水質汚濁に係る環境基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
- 3. 生活環境の保全に関する環境基準・・・・・・・・・・・・ 130
- 4. 四日市、鈴鹿水域の水質汚濁に係る環境基準の水域類型 133
- 5. 公害関係法及び条例に基づく届出書一覧表・・・・・・・・ 136

四日市地域における排出基準 水質・土壌編

平成21年10月1日発行

編集発行：四日市市環境部環境保全課
〒510-8601
三重県四日市市諏訪町1番5号
電話（059）354-8189（直通）